



消防団員のためのマイカー共済・保険をぜひ活用ください

地域防災室

近年、全国で災害が激甚化・頻発化する中、地域に密着して活動する消防団員の方々は、災害時に急を要する消防団活動のために、やむを得ず、自家用自動車等を使用する場合があります。令和元年東日本台風による災害では、消防団員が災害出勤時に使用した自家用自動車等に被害が生じる事例がありました。

そこで、消防団員に個人的負担を生じさせることなく、安心して当該活動に従事していただくことを目的として、令和2年4月から、消防団員向けの自動車損害共済事業、いわゆる、「消防団員のマイカー共済」を開始しました。消防団員のマイカー共済は、全国市有物件災害共済会（市分）・全国自治協会（町村分）の自動車損害

共済制度のスキームを活用するもので、原則は1年単位の共済期間となりますが、1月単位の短期で加入することも可能です。また、令和3年度からは、民間損害保険会社（損害保険ジャパン株式会社・三井住友海上火災保険株式会社）において「消防団員のマイカー保険」の取扱いが開始されています。

これらの共済・保険に関して、市町村が負担する分担金・保険料の5割に、特別交付税措置を講じておりますので、消防団員・消防団事務を所管する機関の方々におかれましては、6月からの出水期に向けて、ぜひ、このマイカー共済・保険の活用を積極的にご検討ください。

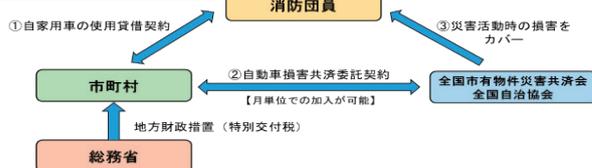
消防団員のマイカー共済・保険について

1. 趣旨及び事業内容

近年の大きな災害の発生状況等を踏まえ、消防団員に安心して活動してもらうため、マイカーや対物・対人の損害を補償する共済制度を令和2年4月から開始。また、令和3年10月からは民間損害保険会社による補償も開始。
災害時に急を要する消防団活動のために、非常勤の特別職地方公務員の身分を有する消防団員がやむを得ず、自家用自動車（原動機付自転車を含む）を使用した場合に、当該自家用自動車等に生じた損害を補償する事業。

2. 実施主体 公益社団法人全国市有物件災害共済会（市分）、一般財団法人全国自治協会（町村分）、民間損害保険会社

（例）消防団員マイカー共済スキーム



3. 共済事業のポイント

- ・1月単位での加入が可能（例：出水期（6月～10月）の5ヶ月加入）。
- ・実施主体から支払われる共済金は、優先払い（消防団員が加入している民間の自動車保険の適用が不要）。
- ・災害に対処するために出勤した際の分担金に対して、令和2年度から特別交付税措置（0.5）を講じている。

4. 保険事業のポイント

- ・契約期間は1年単位。
- ・団員個人が加入する自動車保険を適用するか、マイカー保険を適用するか選択可能。
- ・災害に対処するために出勤した際の保険料に対して、令和3年度から特別交付税措置（0.5）を講じている。

5. 開始日 共済：令和2年4月1日、民間損害保険会社：令和3年10月以降

※マイカー共済・保険にR5.3.31時点で加入済、又は令和5年度中に加入予定の団体は133団体（共済15団体、民間損害保険会社118団体）

消防団員のマイカー共済・保険の概要

問合せ先

消防庁国民保護・防災部 地域防災室
TEL: 03-5253-7561